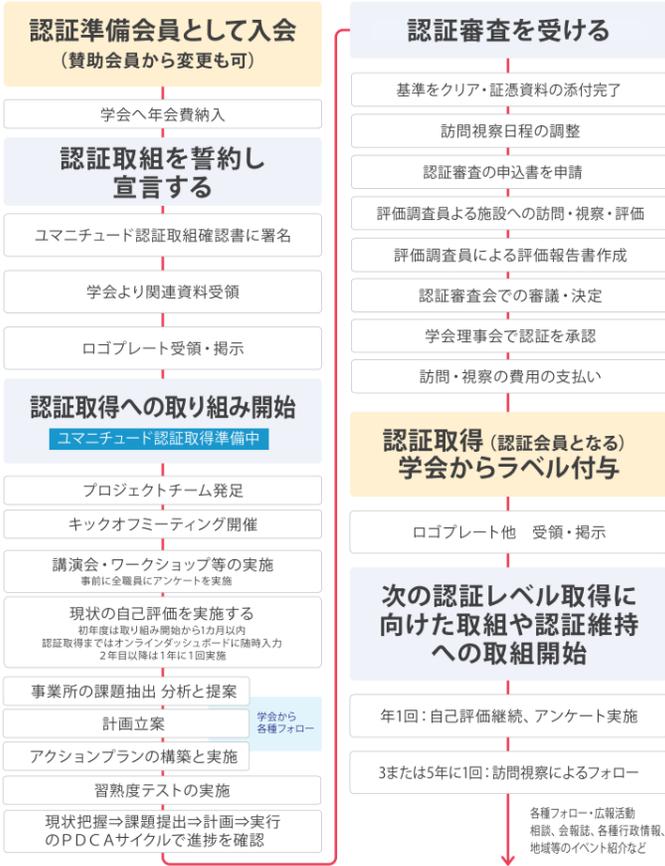


# 認証を受けるにはどうしたらいいですか？

## 認証取得までの手続き



## 会費と審査料から得られるベネフィット

**会費:** 認証 (準備) 会員としてのベネフィットに加え、学会会員としてのベネフィットを受けることができます。

**認証 (準備) 会員としてのベネフィット**

- ・認証にかかる **個別相談・推進プロジェクトチームへのミーティング陪席・助言**等 (3か月に1回程度)
- ・認証に取り組む組織同士の交流会
- ・オンラインダッシュボードと習熟度チェック活用
- ・毎年の自己評価へのフィードバック
- ・年次報告書、アンケートに対する分析フォロー
- ・補完的研修実施の相談
- ・認証施設としての**積極的な広報活動**(認証準備中含む)

**学会会員としてのベネフィット**

会員間の相互交流、活動好事例やエビデンス等の学術情報共有、学会の会報誌、メールニュース、イベント参加

**審査料:** 認証審査だけでなく、事前の準備、評価、まとめ・公表それぞれの段階で、評価や審査に関する説明やフィードバックを受けることができます。

**準備段階**

- ・評価方法・手順の説明
- ・契約内容の確認、スケジュールの確認等
- ・調査事前調整・確認

**評価関係**

- ・自己評価及びアンケート内容検討・分析
- ・訪問調査の実施

**まとめ・公表**

- ・審査会による審査
- ・報告書作成
- ・審査を受けた組織への報告書説明
- ・**認証取得の公表・広報**

## 施設認証にかかる費用

	定員30名以上の事業所				定員29名以下の小規模事業所 小規模多機能型居宅介護				定員29名以下の小規模事業所 サービス付き高齢者向け住宅・GH等			
	年会費	審査料		更新料	年会費	審査料		更新料	年会費	審査料		更新料
準備中	15万円	—	—	—	10.5万円	—	—	—	10.5万円	—	—	—
ブロンズ	10万円 (認証取得後の最初の)	5,000円 × 定員数		審査料と同額	ブロンズ	7万円 (10万円・フロア7まで)	2,100円 × 定員数 (3,000円×定員数 :フロア7まで取 組む場合)	審査料と同額	ブロンズ	7万円 (10万円・フロア7まで)	3,500円 × 定員数 (5,000円×定員数 :フロア7まで取 組む場合)	審査料と同額
シルバー					ゴールド	ゴールド	ゴールド					
ゴールド					ゴールド	ゴールド	ゴールド					
お支払いのタイミング	毎年	審査契約締結時	3年毎 (ゴールド認証は5年毎)	お支払いのタイミング	毎年	審査契約締結時	3年毎 (ゴールド認証は5年毎)	お支払いのタイミング	毎年	審査契約締結時	3年毎 (ゴールド認証は5年毎)	

**審査料・更新料の特例**

- ・事業所・病院単位で取り組む場合
- ・上記の**70%** (基本料金7万円、単価3,500円)
- ・定員100名を超える審査料の単価を割引 (100名までの適用単価の95%)
- ・同一法人内の複数組織・事業所で取り組む場合、2組織目から5%割引

・審査および再審査にかかる調査員の宿泊費・交通費は「調査員派遣費負担金」として一律定額費用10万円(税抜き)を別途負担

・再審査では、審査料の一部を負担

・今後、制度運営のなかで見直し・変更の可能性あり

認証制度の詳細な内容はこちらへ→  
[www.jhuma.org/label/](http://www.jhuma.org/label/)

お問い合わせ:  
一般社団法人日本ユマニチュード学会  
[info@jhuma.org](mailto:info@jhuma.org)



本認証制度の構築にあたっては、日本財団による助成を受けています。  
HUMANITUDEユマニチュードの名称およびそのロゴは、日本およびその他の国における仏国SAS Humanitude社の商標または登録商標です。  
本書記載の記事及びイラスト・写真の無断転載を禁じます。

**ユマニチュードとは**

フランス人の体育学教師2人が生み出したコミュニケーション・ケア技法。

1979年以来40年以上の歴史を持ち、『ケアする人とは何かを考える哲学』と『その哲学を実現するための技術』からなります

**世界におけるユマニチュード**

ユマニチュード発祥の地フランスでは、2000を超える施設や病院がユマニチュードに取り組んでおり、そのうち33施設が認証を取得し、400以上の施設が認証取得の準備中です (2024年12月現在)

フランス以外の世界各国の施設や病院でもユマニチュードに取り組んでおり、認証制度の導入が検討されています

# ユマニチュード® 認証制度ガイド

2025年2月1日版

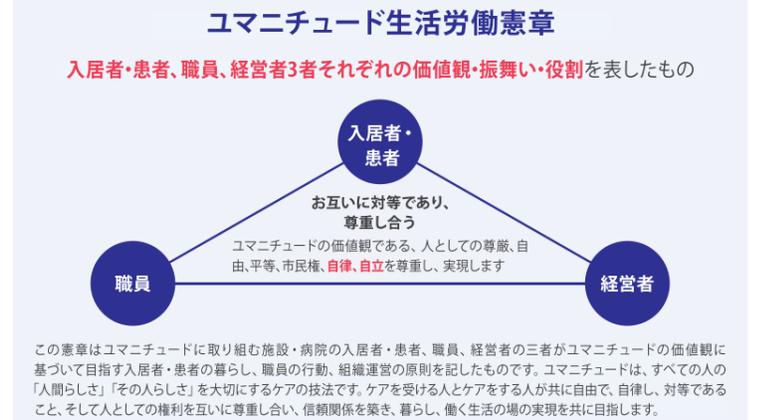
ユマニチュード認証制度は、ユマニチュードを通じて質の高いよいケアを実践している組織を育成・支援し、誰もがお互いの自律を尊重し、幸せに過ごせる社会の実現に寄与することを目指して生まれました。

## ユマニチュード認証とは？

ユマニチュード認証制度とは、**ユマニチュードの「5原則」と「生活労働憲章」に基づく認証基準を満たした組織を認証する制度**です (日本ではユマニチュード学会が認証しています)



- 原則1: 強制ケアをゼロにする。しかし、ケアをあきらめない。**  
身体拘束ゼロを目指しますが、ケアの放棄はしません  
・本人の同意の上で4つの柱:「見る」、「話す」、「触れる」、「立つ」で関係性を築きながら優しいケアを実践していきます
- 原則2: 本人の唯一性とプライバシーを尊重する**  
一人ひとりの個性とその違いを尊重します  
・居住空間の尊重、ノックをして返事を待つ、生活のリズムや本人の選択の尊重を行います
- 原則3: 最期の日まで自分の足で立って生きる**  
最期の日まで立って、人としての尊厳性を持ち続けます  
・1日20分立位で過ごすことで、寝たきりになることを防げます。  
・連続して20分立たなくても、1日の中で立って歯を磨いたり、ひげをそる、トイレまで歩くなど、生活の中で数分間立つ動作を積み重ね、立っている時間をつくります。体幹を起こすだけでも効果があります。
- 原則4: 組織が外部に対して開かれている**  
好きなどころに外出し、いつでも家族の訪問を受けることが出来ます  
・家族、ボランティア、各種団体、学校、文化に対しても開かれています
- 原則5: 生活の場・やりたいことが実現する場を作る**  
施設・病院に入室・入院しても市民権を持ち、自宅と同じような暮らしを継続し、暮らしたいと思う生活の場所にする توسط  
・ユマニチュード個別支援計画を立て、望む生活を行います



- I. その人らしさを尊重する**
- 入居者・患者は**
- ・他に同じ者がない唯一の存在です。他者に「あなたはここにいます」と認められることで、自分らしさを持った人として暮らします。
  - ・これまでの人生で築いてきた、家族をはじめとする人々や社会との関わりを維持する権利があります。
- 職員は**
- ・職業人(プロフェッショナル)としてユマニチュードを実践することで入居者・患者の能力を最大限に引き出し、書を与えることなく、健康の回復を目指します。入居者・患者に「あなたはここにいます」と伝え、人として尊重するためにユマニチュードの柱(見る・話す・触れる)を使い、最期の日まで自らの足で「立つ」ことを支援し続けます。
  - ・入居者・患者一人ひとりの生活習慣や能力、希望や価値観を理解し、家族や友人との交流や社会参加を尊重し、その人らしく自律した生活・人生の実現を援助します。
- 施設・病院は**
- ・入居者・患者のあらゆる取り組みの中心と考え、施設・病院全体に関わる決定をするときは入居者・患者一人ひとりの状況を考慮します。
  - ・入居者・患者一人ひとりの自律のための個別の支援計画を作成し、適切なレベルのケアを提供します。入居者・患者の「家」であり生活の場として、暮らしたいと思う生活の場所にする توسط
  - ・ユマニチュード個別支援計画を立て、望む生活を行います。
- II. 互いを尊重する**
- 入居者・患者は**
- ・入居者・患者と職員は同じ市民としての権利と義務をもつ存在です。職員に敬意をもち、互いに尊重します。
  - ・自らの生活の場である施設・病院における集団のルールを尊重し、守ります。
- 職員は**
- ・ケアに関わる職業人であり、その仕事の価値を入居者・患者、他の職員、施設・病院のすべてが認めます。職業人として職務に関することを学ぶ機会を有します。
  - ・入居者・患者の持つすべての権利を尊重し、信頼関係を築くよう努めます。入居者・患者の権利が職員には義務となることも自覚します。
- 施設・病院は**
- ・入居者・患者の持つすべての権利を尊重する生活の場としての機能を整えます。
  - ・職員の持つすべての権利とその仕事を尊重し、職員がプロフェッショナルとして学ぶ機会を作り、働きやすく、安心してケアの質の向上に取り組み環境を提供する義務があります。
- III. 自由と自律が大切にされる生活の場とする**
- 入居者・患者は**
- ・施設・病院を自らの「家」であり生活の場として、周囲の人を尊重しつつ、自由に考え、発言し、行動し、自己を表現できます。同時に、自らの自由な行動には時にリスクが伴うことも自覚します。
  - ・自らの生活のリズムで安心して過ごすために、職員が急に現れて驚かされることなく、プライバシーが守られ、職員がすること全てを理解できるような説明してもらい、それを断る権利もあります。
- 職員は**
- ・入居者・患者の「家」、生活の場で働いていることを自覚し、そのプライバシーを尊重します。入居者・患者の生活のリズムを尊重して自らの仕事の時間を調整し、入居者・患者が安心して過ごせるよう、行うこと全てに入居者・患者の選択や決定を促して必ず同意を得ます。その発言を尊重し、一方的に否定したり判断をしません。
  - ・職業人(プロフェッショナル)として知識や技術を使い、入居者・患者が能力を奪われることなく暮らせるよう努めます。入居者・患者が自らの自由のためのリスクを選ぶことも認めます。
- 施設・病院は**
- ・入居者・患者の自由とプライバシーを尊重するためにあらゆる方法を講じます。
  - ・入居者・患者と職員の権利が守られた環境を提供します。入居者・患者が自らリスクを取ることも認め、安心して暮らせるよう努めます。

